

## 学校図書館充実推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童生徒の主体的な学習や読書活動を支援することにより、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を図る「学校図書館充実推進事業」の実施に関し、必要な事項を定める。

### (学校図書館充実推進事業)

第2条 学校図書館充実推進事業は、次に掲げる事項に関する事業を行う。

- (1) 主体的な学習や読書活動を通して、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成する学校図書館教育の推進に努めること。
- (2) 蔵書、施設・設備等の整備を図り、児童生徒が主体的に活用できる学校図書館の充実に努めること。
- (3) 学校図書館指導員(以下「図書館指導員」という。)を計画的に配置し、図書の有効活用を図る学校図書館の運営に努めること。
- (4) 学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校図書館教育の実施に努めること。

### (推進委員会)

第3条 学校図書館充実推進事業を円滑に進めるため、教育委員会内に「魅力ある学校図書館充実推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、第2条の内容について協議する。
- 3 推進委員会は、図書館指導員の配置校を協議のうえ決定する。
- 4 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 5 委員長は学校教育部長をもって、副委員長は教育指導課長をもってこれに充てる。
- 6 委員長は、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、会議に委員長が出席できない場合には、その職務を代理する。
- 7 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 委員長は、必要に応じ関係者を会議に出席させることができる。
- 9 会議は、委員長がこれを招集し、議長を務める。
- 10 会議を開くことができない場合には、委員に議題を回覧して、これに代えることができる。
- 11 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育指導課において行う。

### (運営委員会)

第4条 各市立小学校、中学校及び特別支援学校に、「魅力ある学校図書館運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

- 2 運営委員会は、校長又は教頭及び学校図書館主任並びに保護者代表等その他の校長が認める者で構成する。
- 3 運営委員会は、読書教育、図書館指導員の活動及び学校図書館の運営について協議する。
- 4 運営委員会は、学校図書館運営に関する計画を作成し、教育委員会に提出する。
- 5 運営委員会は、教育委員会に対し、学校図書館運営に関する報告を行う。

(図書館指導員)

第5条 図書館指導員は会計年度任用職員とする。

2 図書館指導員の任用に当たっては、教育委員会が次の各号に掲げる要件を考慮して選考する。

- (1) 司書教諭又は司書若しくは司書補の資格を有している者
- (2) 教員免許状を有している者
- (3) 学校教育に理解があり、読書教育に知識と経験を有している者

3 図書館指導員の主な職務については、次の内容とする。

- (1) 読書指導に関すること。
- (2) 運営・管理的職務に関すること。
- (3) 地域・家庭との連携に関すること。
- (4) その他教育的職務に関すること。

4 図書館指導員の配置は、各学校の規模や研究実績等の実情を考慮し、第3条第3項の規定により決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条第7項関係)

教育総務部教育職員課長
学校教育部学事課長
学校教育部教育改革推進課長
学校教育部教育支援課長
学校教育部保健体育課長
千葉市教育センター所長
生涯学習部生涯学習振興課長
千葉市中央図書館館長